

事業の休止・廃止の届出時期の改正に伴う問題の取扱いについて

令和元年5月21日

aimoto

記

関東運輸局平成26年5月試験第25問・平成23年11月試験第2問は次のとおりでした。

「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業の廃止をしようとするときは、あらかじめその旨の届出を行わなければなりません。」

本問の出題当時、事業の休止・廃止の届出は事後の届出であり「その日から30日以内」でした（平成28年改正前道運38I）。そこで、事前の届出である「あらかじめ」として出題すれば真っ赤なウソとなり、解答は誤りであると判断できました。

ところが、平成28年の道路運送法改正により事業の休止・廃止の届出は事後の届出から事前の届出に変更され、「その30日前まで」に届け出なければならなくなりました。そこで、「あらかじめ」その旨の届出を行わなければならないとする本問は、事前の届出を要求していますから、正しいと判断してよいのか否かをもう一度検討する必要が出てきました。

事業の休止・廃止の届出を「その30日前まで」に行えば「あらかじめ」届け出たこととなります。しかし、その7日前に行っても、更にはその前日に行っても「あらかじめ」届け出たこと変わりありません。「あらかじめ」とは「30日前まで」よりも広い意味を持っているのです。そうすると、本問は正しいともいえるし誤っているともいえるという判断できない問題となってしまったといえるでしょう。事後のものを事前とすれば明らかに誤りですが、「30日前まで」のものを「あらかじめ」としてしまうと、あながち誤りと断定できないとしても不正確になってしまうため正しい問題としては出題できないのです。

したがって、今後は事業の休止・廃止の届出を「あらかじめ」とする出題はされることはないでしょう。

事業の休止・廃止の「届出」に関する現行の道路運送法第38条第1項は「その日から30日以内」と規定しているのに対し、事業の休止・廃止の「掲示」に関する同条第4項は「あらかじめ」という異なる文言を使用して規定しています。この点から考えても、休止・廃止の届出に関しての正しい問題としては「その日から30日以内」という文言で出題されることとなります。

以上